

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 相続した家屋の被災

**Q** : 相続税の申告期限前に、私の相続した家屋が火災にあいました。相続税の申告で何か特例がありますか。

**A** : 一定の要件に該当する場合には、被害を受けた部分に対応する相続税が免除されます。

### 【解説】

相続税の申告書の提出期限前に、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、相続又は遺贈により取得した財産が被害を受けた場合、一定の要件に該当するときは、相続税の計算に当たっては、これらの財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した価額とされます。被害額は、保険金、損額賠償金等により補てんされた金額を控除したものです。

一定の要件とは、次のいずれかに該当することです。

- (1) 相続税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額（債務控除後の価額）のうち、被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること
- (2) 相続税の課税価格の計算の基礎となった動産等の価額のうち、動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること

動産等とは①動産（金銭及び有価証券を除きます）、②不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます）、③立木をいいます。

ご質問の場合、上記の要件に該当すれば、特例が受けられます。

